

蕃務本署調査課と「理蕃」：佐倉孫三を通して

The Research Division in Bureau of Aboriginal Affairs and the “*Riban*”
(aborigine controlling policy): a considering the work of Sakura Magozo during
his second stay in Taiwan (1910-1912)

西村一之
NISHIMURA Kazuyuki

[Abstract] From 1910 to 1912, Sakura Magozo lived in Taiwan. He worked at the Research Division in Bureau of Aboriginal Affairs, the Taiwanese Governor-General’s Office. Sakura was born in Nihonmatsu, Fukushima in 1861. He was a member of the first public servant from Japan in Colonial Taiwan, 1895. After three years, Sakura went back to Japan. But, in 1910, he came to Taiwan again, and worked as a temporary employee in the Research Division in Bureau of Aboriginal Affairs till 1912. The Taiwanese Governor-General’s Office enacted a program of armed repression for Taiwanese Aboriginal people, from 1910 to 1915. And, famous Anthropologists, Ino Kanori, Torii Ryuzo, and Mori Ushinosuke, were also belonged to the Research Division in Bureau of Aboriginal Affairs with Sakura. Considering the work of Sakura and these anthropologists, I can understand what means “research” for the aborigine controlling policy of the Taiwanese Governor-General’s Office.

はじめにかえて—佐倉孫三とは

本論文は、佐倉孫三（号、達山）にとって2度目の台湾滞在時（1910（明治43）年4月～1913年（大正2）7月）、彼が囑託として所属した蕃務本署調査課での活動に注目する。この佐倉の活動を手掛かりに、台湾総督府が実施した「理蕃」の一端を「調査」という言葉を入りに考えることを目的としている。

佐倉孫三は、幕末に生まれ、生涯の前半は警察関連を主とした官吏として過ごす一方、漢学の素養を備えた文筆家、時局論じる評論家でもあり、その後半は二松學舎で教鞭をとる教育者・知識人であったり。彼が後に著した『達山文稿』（1937）にある「自序」などによると、佐倉は1861年（文久元）3月に現在の福島県二本松市に生まれた。なお、1868年に戊辰戦争で祖父を亡くしている。1877年に上京、翌78年から二松學舎で漢学を学んだ。その後1888年（明治19）に25歳で千葉県警部補となったのを皮切りに、司法省、東京府の地方官吏として務めた。そして、1895年（明治28）5月に陸軍省の雇員として大本営附、同年6月には台湾総督府官房勤務となり、34歳の時に植民地台湾に赴いた。この時のことを回顧して書かれた「三十七年前の夢」（1932）によると、水野遵が初代台湾総督府民政局長に任じられた時、水野の門弟2人に台湾行きを誘われ、当時勤めていた東京府の職を辞してこれに応じたとある。台湾へ渡るに際し、同行する様々な職

種の人びとを集める差配を担当、中国大陸（広東省）を経由して満州から合流した通訳隊とともに台湾に向かっている。佐倉は、日本が台湾を植民統治するに当たり、初めてその地に赴いた官吏の一人であった。1896年（明治29）、民政局内務部警保課に属し、同年1月に台北郊外の芝山巖学堂で起きた学務部員殺害事件の際は学務部兼務となり、後日著名な人類学者となる伊能嘉矩と同じ部署で事件処理に当たった。実は、後述するように、佐倉の計2回の台湾勤務には不思議と人類学者として学説史上著名な人物との交差がある。さて、学務部を経て、彼はその後一貫して警務関連の業務に就き、警保課高等警務掛長（明治30年12月）、鳳山県警視として打狗（現、高雄）警察署長（明治31年1月、高等官となる）、そして台南弁務署長（同年6月）を歴任している。この間佐倉は、台北（景美、大稻埕）、宜蘭（羅東）、澎湖、安平、高雄など、台湾本島各地そして島嶼部にまで足を運んでいる。ただ、3年に亘ったこの第1回目の台湾在職中に妻を亡くし、そのためか台湾を離れ1899年（明治32）3月に静岡県警部として帰国、山梨県の警察業務そして県知事官房文書係を務める。明治35年5月には山梨県に異動し北都留郡長となりここで官吏としては高等官七等にそして従七位の勲位を得ている。しかし再び日本を離れ、1903年（明治36）8月清国福建省に赴いて警察教育機関に教員として務める²⁾。この清国勤務を挟んで、佐倉は1910年から再び台湾で働き、帰国してからは二松學舎で長く教鞭をとることになる。そして、1941年（昭和16）に81歳で没した。

和文でも漢文でも文章をつづることが出来る文筆家としての顔を持つ彼は、台湾に渡る前から和文漢文の著述がある。特に見聞した台湾の事物に関して書きためた文章をまとめ、帰国後に『臺風雜記』（1903）の書名で台湾に関する博物書的な書を漢文で著している³⁾。『臺風雜記』以外にも、続いて渡った中国清国で福建省の風俗を記録した『閩風雜記』（1904）を書き、またこれら2書を含めた代表的な文章を一冊にまとめた『達山文稿』が出されている。以外に中国福建で出版された、時局を論じた評論『時務新論』（1905）もある。これらは、すべて漢文で著されている⁴⁾。二松學舎で三島中洲に漢文を学んだ彼は、当時の知識人でもあったのである。

さて、佐倉孫三は、彼が49歳になった1910年から3年間の第2回目の台湾滞在時に、「理蕃」関係の仕事についていたと述べている。すでに若くはなかった彼が、なぜ再び台湾に来て、どのような経緯で台湾総督府に入り、そこでどのような仕事をしていたのか、その詳細についてはよくわかっていない。しかし、一貫して警察関連の仕事についてきた彼の台湾原住民族（以下、原住民族）⁵⁾との関わりを探ることは、当時の総督府の原住民族政策の策定過程を明かにする可能性を持つ。そこで、本稿では佐倉孫三その人に視点を置きながら、彼が所属した蕃務本署について記していく。佐倉孫三が、第2回目の台湾滞在時に所属していたのは、台湾総督府にあった「蕃務本署調査課」であった。さて、この蕃務本署については、原住民族に対する台湾総督府の統治の中で、武力を前面に出した機関として特に知られている。当時の佐久間左馬太総督の下で実施された「五箇年計画理蕃事業」を担う部局として認識されているからである。

I 統治初期の「理蕃」：調査との関連で

1. 佐久間総督以前

日本植民統治初期の総督府行政機関による原住民族に対する調査について記した人類学者の末成道男によると、その調査は「植民地行政を目的としたもので、その限界はあったが詳細なものが多く、研究上参考になるものが少なくない」(末成 2001:30)と述べ、その水準が人類学的研究として一定の評価を下せるものであったとする。ここでは以下、小島(1993a; b)と末成(2001)の記述を参考に、原住民族に対する行政機関の変遷を彼らに向けて行われた調査と関連させてその概略を述べる。

1896(明治29)年3月、台湾総督府には撫墾署が設けられ原住民族に対する人口統計や習慣の調査が試みられる⁶⁾。だが、「蕃地」と称された原住民族が暮らす地域に深く分け入ることを前提とした調査の実施は不可能で、もっぱら平地との接点で可能な、例えば彼らと漢人の交渉に関する事項などへ内容の変更がされる。さらに翌年からは、産業面については民政局殖産課、取締については警察署派出所が担うことになる。このように当初、原住民族に対する総督府の統治、つまり「理蕃」は各部局に分かれて行われていた。一方撫墾署は、1897年6月に弁務署に移行、1901年にはこれが廃止される。この時、経済面は殖産局拓殖課、山林管理と取締は警察本署保安課、山地(「蕃地」と平地の境界にひかれた隘勇線⁷⁾の管理は警察本署警務課が担当することになった。原住民族に対する調査は、それぞれの部局単位で実施されていた。これが大きく変化したのが、児玉源太郎総督(在任：1898年2月～1906年4月)の時であった。1903年(明治36)、原住民族統治は総合的な政策実行へと舵を切る。その内容は、「蕃地」との境界である隘勇線を押し広げ、原住民族を討伐し、奥へ奥へとその支配域を拡張していくものであり、新たにその支配域に入った地域の探検が実施された。そして、同年3月には蕃地事務委員会が、関係各局長ら高官によって構成され、その事務局として臨時蕃地事務調査掛が併設され、4月にはすべての「蕃地蕃務事務」を警察本署長の掌理事項とした。また、1904年には『蕃人台帳』を作成するように指示が出されている。これは、頭目、生業、物産、社会組織、刑罰、習俗慣習、他の「蕃社」(原住民族集落)との同盟、敵対関係等詳細にわたる記録であり、10年間使用すべきとされていた。なお、この臨時蕃地事務調査掛の嘱託として、伊能嘉矩の名前が認められる。

さて、その後基本的には各部局ごとの管轄にあわせて「理蕃」が進められ、またそのために必要な探検調査が実施される。改めて言うまでもないが、「理蕃」とは、日本植民地行政に原住民族と彼らの居住地を組み込むことである。そして、そこには隘勇線を広げて統治の実行地域を拡張する際に武力を用いるような「討伐」という側面と、測量を通して行う地図作成並びにそこに暮らす原住民族社会について調べ記録する「調査」という側面とが認められる。

こうした理蕃を一体的に担う部局として、1906年4月に設置されたのが警察本署蕃務課であった。さらに、それを行政機構上より高いレベルで独立し、「理蕃」全般を担う形で改変したのが1909年に置かれた「蕃務本署」である。蕃務本署は、勅令第270号の総督府官制の改正(1909(明治42)年10月25日)によって置かれた。そして、この機関は佐久間左馬太総督(在任：1906年4月～1915年5月)が武力を前面に出して進めた「五箇年計画理蕃事業」を担う部局であった。総督府の行政統治に従おうとしない原住民族の集落に対して、武器兵器を用いることも辞さずに

制圧する「討伐」を実行し、台湾総督府の統治がおよぶ実効支配地を拡大していった。また、先の『理蕃台帳』が大幅に改定され、伝聞によるものばかりでなく、実地調査による資料を集める方針が出されている。これは現地に直接赴いて資料収集が可能な地域(=実効支配地)が拡大していたことを示すものである。

このように、「理蕃」とは武力と知力を通じた、総督府の統治拡大とその浸透であり、それを効率的に担う部局として設置されたのが蕃務本署である。

2. 佐久間総督による五箇年計画理蕃事業と蕃務本署

佐久間左馬太総督による五箇年計画理蕃事業の報告書と位置づけられるのが、1911年に台湾総督府警務局より出された『理蕃誌稿 第三編』(以下、単に『理蕃誌稿』)である。以下、その記述を基に蕃務本署について記していく。そこでは、1910(明治43)年のガオガン蕃(台湾北部、現在の桃園県復興郷付近の原住民族タイヤルの居住地)方面への隘勇線前進から、1914(大正3)年の太魯閣(台湾東部、現在の花蓮県北部で日本植民統治期はタイヤルの一氏族とされていた原住民族タロコの居住地)討伐並びに阿縦(台湾南部現在の屏東県)・台東両庁での銃器押収までが「五箇年計画理蕃事業の主要なる施策」であると説明されている。ここで端的に示されているように、この理蕃事業は武力に大きく重きを置いたものであった。『理蕃誌稿』は、上巻と下巻とに分かれているが、その下巻は討伐の詳細に記述の目的が置かれている⁸⁾。参考までに、その目次を基に実施された「討伐」を列記する。

五箇年計画理蕃事業：「討伐」について

- | | |
|-------------|---|
| 1910(明治43)年 | ガオガン方面隘勇線前進 |
| 1911(明治44)年 | 北勢蕃討伐、トア蕃討伐、李嶼山方面隘勇線前進、パイバラ方面隘勇線前進、アーラン社方面銃器押収、ローブゴー方面隘勇線前進 |
| 1912(大正元)年 | 白狗、マレツパ蕃方面隘勇線前進 |
| 1913(大正2)年 | キナジー方面蕃社討伐並追加行動 |
| 1914(大正3)年 | 太魯閣蕃討伐、南蕃ノ銃器押収 |

総督府警察本署内に置かれていた「理蕃」を司る部局を独立昇格し、蕃務本署を置いたばかりでなく、「蕃地」を抱えた各地方庁には蕃務課が置かれた。この制度変更について、同書にある「官制改革ニ関スル総督ノ訓示」を見ると次のように記されている。

蕃地開拓事業ノ發展ハ其ノ大成ヲ期スル為新タニ一局ヲ設置スルノ必要アリ平地警察ト他ノ地方行政ト之ヲ一局ニ統一シテ益密邇共助セシムル必要アリ土木事業ノ膨張ハ普通行政ト土木事業トヲ一部ニ併合シ之ヲ處理セシムル必要アリ是レ中央官制ニ於ケル改正ノ大綱ニシテ警察本署、総務局、土木局及工事部ヲ廃止シ而シテ新タニ蕃務本署、内務局及土木部ヲ設置シタル所以ナリ (以下略、下線筆者)

このように、「蕃地開拓事業」を一元化してこれを担う新しい部局として、蕃務本署は作られた。

そして、この蕃務本署のトップである蕃務総長には、1907年（明治40）から警察本署蕃務課長として「理蕃」に従事していた大津麟平がスライドするように就いた。

II 蕃務本署

1. 設置の経緯

蕃務本署は、佐久間左馬太総督が主導した五箇年理蕃事業が開始される前年に設置されたことになる。以下、これまでと同じように『理蕃誌稿』を基に記述していく。

この時の組織は「分課規定」（1909年（明治42）10月25日）によると、庶務課と蕃務課からなり、蕃務課で掌る事務には「蕃人撫育蕃地ノ警戒探検及討伐ニ関スル事項」とある。また、続いてそこに「調査ニ関スル事項」と記されている。いわゆる武力による側面と、知力による側面とを合わせて「理蕃」が進められようとしていたことがうかがわれる。

○分課規定

第三十一条 蕃務本署ニ庶務課蕃務課ヲ置ク

第三十二条 庶務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
（略）

第三十三条 蕃務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
蕃人撫育蕃地ノ警戒探検及討伐ニ関スル事項
蕃地警察職員ノ配置及職務ニ関スル事項
兵器弾薬ニ関スル事項
調査ニ関スル事項

（一部抜粋）

さらに「蕃務本署處務規程」（同年10月27日施行）によると、蕃務課には3つの掛が置かれ、理蕃掛・兵器掛・測図掛で構成されている。理蕃掛では、「蕃人撫育蕃地ノ警戒探検及討伐ニ関スル事項」を掌っている。また、「蕃社台帳ニ関スル事項」と「蕃人蕃地統計ニ関スル事項」、加えて「調査ニ関スル事項」を扱うとある。このなかで、蕃社台帳は対原住民族行政の基礎資料であり、その内容は社会組織、物産、人生儀礼や習俗、他の集落との同盟敵対関係等に及んでいた。1903年児玉源太郎総督が蕃地事務委員会を置いたことに伴う、この蕃務台帳の作成が、蕃務本署が掌る事務として受け継がれている。

○蕃務本署處務規定ヲ定ム

蕃務本署庶務規定

第八条 蕃務課ニ理蕃掛兵器掛測図掛ヲ置ク

第九条 理蕃掛ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
蕃人撫育蕃地ノ警戒探検及討伐ニ関スル事項
蕃地警察職員ノ配置及勤務ニ関スル事項
蕃社台帳ニ関スル事項

蕃人蕃地統計ニ関スル事項
調査ニ関スル事項

(一部抜粋)

そして、この理蕃掛が担うとされた事項のうち、「調査」の部分が重視される。それは、半年ほどたってからこの分課規定は改訂され、「蕃務本署調査課」が生まれることから見てとれる。

2. 蕃務本署調査課

1910年(明治43)5月5日訓令第95号により、蕃務本署に調査課が設置される。当初は庶務課と蕃務課だったのを、庶務課・理蕃課・調査課からなる3つの課に再編した。『理蕃誌稿』の「新ニ調査課ヲ置ク」には、これについて「蕃政ノ発展スルニ従ヒ規畫運施上ノ資料トシテ調査考覈(筆者注：こうかく 考え調べること)スヘキ事項漸ク多キヲ加ヘ為ニ独立ノ一課ヲ置キ専ラ事ニ此ニ従ハシムルノ必要ヲ生シタリ」(p.91)、また「草創ニ当リ制定シタル處務規程ハ実務ト相扞格スルモノアルノミナラス新ニ調査課ヲ置キタルニ由リ分掌事項ニモ影響スル」(p.93)とあり、「理蕃」においては調査が重要であること、またその組織が実務との間に齟齬が認められたと再編の理由が記されている。この中の理蕃課は、先の蕃務課を改めたもので、その分課規定の一部を改正し「第四号ヲ削ル」とある。これは「調査ニ関スル事項」を指していると思われる。つまり、蕃務課が担っていた調査業務を切り離し、理蕃課と調査課の二つに分けたのである。そして、理蕃課には警備掛が置かれ「蕃地ノ警戒探検及掃蕩ニ関スル事項」を担う。つまり、ここが「五箇年計画理蕃事業」として実施された武力の面、つまり隘勇線の前進、討伐や銃器の押収を掌った。

○新ニ調査課ヲ置ク

蕃務本署ニハ庶務蕃務ノ兩課ト署長専属トヲ置キタルカ蕃性ノ発展スルニ従ヒ規畫運施上ノ資料トシテ調査考覈スヘキ事項漸ク多キヲ加ヘ為ニ独立ノ一課ヲ置キ専ラ事ニ此ニ従ハシムルノ必要ヲ生シタリ由テ新ニ調査課ヲ置クノ議ヲ定メ…(略)…蕃務本署分課規定ノ一部ヲ左ノ如ク改正シ翌六日蕃務本署勤務警視後藤祐明ニ調査課長ヲ命セリ

第三十一条 蕃務本署ニ庶務課理蕃課調査課ヲ置ク

第三十三条 中蕃務課ヲ理蕃課ニ改メ第四号ヲ削ル

第三十四条 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、蕃地測量及製図ニ関スル事務ヲ掌ル
- 二、編修ニ関スル事項
- 三、蕃社台帳ニ関スル事項
- 四、理蕃調査ニ関スル事項

(一部抜粋)

新たに置かれた調査課は、「蕃地」の測量及製図・編修・蕃社台帳・理蕃調査それぞれに関する事項を担う部局として成立した。この蕃務本署調査課の技手や囑託という立場で、初期の日本人人類学者たちが籍を置いている。さらに、本稿で取り上げる佐倉孫三その人も囑託としてその名前を連ねている。

さて、1910年(明治43)4月4日に蕃務総長大津麟平の名で出された、佐久間左馬太総督あての「内申」に、佐倉孫三を「蕃務事務嘱託 月手当七十円 蕃務本署勤務」として任命の上召喚することが記されている。そして、彼が蕃務本署に勤めるにあたり提出した、「履歴書」が残されている。1910年(明治43)6月付のこの履歴書には、明治36年8月に清国福建省武備学堂の招聘に応じて「教習」の立場で赴任、のちに同じく福建省の警察学堂総教習となって、明治42年5月に契約満期になったため日本に帰国したとある。中国に渡る前の彼は、台湾(3年間)そして日本静岡並びに山梨で主に警察官吏として務めている。その佐倉が、警察関連部局にあった「理蕃」業務を切り離す形で新たに設けられた蕃務本署、それも調査課にどういった経緯で入り、そもそもなぜ再び台湾の地に戻ったのか、その訳を具体的に知ることはできていない。第1回目の台湾勤務の最後が台南弁務署であったことから、恐らくこの時すでに理蕃業務に携わっていたと考えられ、その経験が彼をまた台湾に向かわせたのかもしれない。そして、蕃務本署調査課では、「蕃地」での実地調査やそこで収集した資料をまとめ、また蕃務本署の業務を記録する必要があった。文筆家であった佐倉にはそうした仕事への期待があったのかもしれない。

Ⅲ 蕃務本署調査課における佐倉孫三：3人の人類学者とともに

ここでは、台湾中央研究院台湾史研究所・档案馆のサイトで利用することができる「台湾総督府文官職員録系統」(以下「職員録」)を主に用い、蕃務本署調査課に在籍した技手(ぎて)そして嘱託に注目する。技手とは、判任官で技師の下に位置する技術官吏である。また嘱託もある特定の技術や知識を理由として官公庁に勤める者である。判任官である技手は官吏であり、嘱託との間には違いがある。いずれも組織上は下位末端の立場ではあるが、その時に必要な技術や知識を有すると目されてその職に就くことを考えると、彼らの仕事を見ていくことは、部局としてのどのような業務がされていたのかを具体的に知る手掛かりになるだろう。ここでは、後に人類学者として知られる、伊能嘉矩・鳥居龍蔵・森丑之助そして佐倉孫三に焦点を当てて整理する。

まず、1909年(明治42)10月に蕃務本署が設置される直前、同年5月の「職員録」を見ると、「警察本署 蕃務課 嘱託 (月手当六〇) 伊能嘉矩 岩手」とある。台湾研究者として著名な伊能嘉矩がそこで嘱託となっている。伊能は佐倉孫三同様、台湾が日本の植民地支配下に入った直後から官吏として総督府に籍を置いた。また、台湾北部に置かれた国語教習施設である芝山巖学堂で学務部員が襲撃を受けて命を失った際の後処理のため、佐倉も伊能も学務課で働いている。このため、あるいは二人には面識があったのかもしれない。

そして、1910年(明治43)5月に組織が改変されて蕃務本署に調査課が設置された直後、同年7月の「職員録」には、佐倉孫三、伊能嘉矩、森丑之助の名前が「嘱託」として記されている⁹⁾。このうち、森は当時もっとも台湾の山地の実際をよく知る人物として知られていた。彼は、警察本署蕃務課に席を置き、今日でいう人類学的調査の枠にとどまらない、「蕃界」と称せられた山地とそこに暮らす「蕃人」と称せられていた原住民族に関する調査研究を広く行うゼネラリストであった。また台湾旧慣調査会でも嘱託となっている。なお、森は、1909年(明治42)11月15日

から12月13日にかけて、中央山脈中の原住民族ツォウとブヌンの「占拠地域」で実施された、蕃務本署初の「蕃地探検」に参加している。このことから、彼は蕃務本署が出来たと同時にそこに席を置いたことが分かる¹⁰⁾。ただ、恐らく蕃務本署調査課の嘱託として求められていた技術や知識の面で、森の方が上であったと思われるが、勲位を持ち彼よりも年齢が上である佐倉がこの3人の嘱託の中で最も高い手当を受けているのは、少々皮肉な点である。

明治43年(1910)5月1日現在

蕃務本署 調査課	嘱託	(月手当七〇) 従七勲六	佐倉孫三 福島
		(月手当六五)	伊能嘉矩 岩手
		(月手当二二) 旧慣調査會嘱託	森丑之助 京都

明治44年(1911)5月1日現在

蕃務本署 調査課	技手 七	森丑之助 京都
	嘱託 東京帝国大学講師	鳥居龍蔵
	(月手当七〇) 従七勲六	佐倉孫三 福島
	(月手当六五)	伊能嘉矩 岩手

明治45年(1912)4月1日現在

蕃務本署 調査課	技手 六 勲八	森丑之助 京都
	嘱託 (月手当七〇) 従七勲六	佐倉孫三 福島

さて、ここで1911年(明治44)5月現在の「職員録」に触れておきたい。日本の人類学の黎明期を代表する研究者である鳥居龍蔵が、約10年の時を経て台湾を訪れ調査しているが、この「嘱託 東京帝国大学講師 鳥居龍蔵」という記述はこの時のことを意味している。すでにいくつかの研究が、鳥居のいわゆる「第5回台湾調査」について調べ、その詳細を明らかにしている(例えば石尾2013や宮岡2013)。そこに注目が集まったのは、鳥居自身が台湾での研究を回顧する際、1910年12月から1911年2月に実施されたと思われる台湾での調査に言及がなされていないからである¹¹⁾。だが、1911年5月の「職員録」には、「嘱託 東京帝国大学講師 鳥居龍蔵」の名前が認められる。そして、この蕃務本署調査課嘱託の委嘱と符合するのが、1910年(明治43)10月に出た『東京人類学雑誌』295号所収の「鳥居講師の生蕃取調嘱託」の内容である。そこには、「理科大学講師鳥居龍蔵君は今回台湾総督府より生蕃の人類学上の取調を嘱託せられたり」(p.41)とあり、原住民族を対象とした人類学的調査が、台湾総督府から鳥居に対し委嘱されたことが記されている。また同第299号に掲載された「鳥居講師より通信」によると、台北円山貝塚そのほかの遺跡の発掘をした鳥居は「面白き事実を発見」(p.22)したらしいのだが、その後報告書や論文にこの時のことを記していない。これについて、石尾はその論稿の中で、当時の佐久間総督による激烈な理蕃政策「五箇年計画理蕃事業」の影響があると指摘する(石尾2013)。また、宮岡は、鳥居が後日この時の調査について触れないのは、「日本の武力制圧によって大きく変わりゆく原住民族社会を目の当たりにし、鳥居は少なからず衝撃を受けたのだろう」と推測する(宮岡2013:131-133)。このようにして見ていくと、いわば隠された鳥居の現地調査の存在は、「討伐」

としての理蕃に関わってしまったという意識を彼自身が持っていたことを表しているのだろう。武力を用いた「討伐」をも辞さない「五箇年計画理蕃事業」は、原住民社会を大きく変化させ、その手法は、非常に厳しいものであった¹²⁾。鳥居が第5回目の台湾調査に触れてこなかった事実は、「蕃務本署調査課」として実施された「調査」に対する、現地を歩き知る人類学者からの見方を示す一例であろう。

IV 蕃務本署調査課での佐倉孫三

現地を踏査する人類学者ではない佐倉孫三が、森丑之助と同じ蕃務本署調査課でどのような業務をしていたのかは未だ判然としない。しかし、断片的な記録から、恐らくは文筆家としてその力を大いに発揮していたと思われる。前述の通り佐倉は、日本が植民統治を始めた1895年から約3年間台湾に総督府官吏として滞在し、この時の見聞を下敷きとした『臺風雜記』を明らかにしている。台湾の人類学者林美容の研究が明らかにしてきたとおり、漢文で書かれたこの書籍は、台湾の風俗習慣を百科全書のように項目を立てて記述したものであり、注目されるのはその項目ごとに「寸評」が加えられている点である。さらにこの寸評には日本の事象について言及されており、比較の眼差しに貫かれた記述スタイルがとられている(林美容 2009:6-10)。また、その後、中国福建省滞在の時の見聞をもとにした『閩南雜記』(漢文)もある。以外にも多くの漢文あるいは和文での文書を書き記している。このように、文筆家としての顔を持っていた佐倉は、蕃務本署調査課に嘱託として勤務する中でいくつかの文章を残している。

1. 『治蕃紀功』の編集

『理蕃誌稿』にたった一つだけ、「嘱託佐倉孫三」が行った仕事について記された箇所がある。それは、原住民を相手の「討伐」や隘勇線の前進に伴う戦いに参加した台湾総督府側の人びとの記録をまとめた『治蕃紀功』(台湾総督府蕃務本署 1911)の編集をしたという記述である。この本自体に佐倉の手によることを示す箇所はないが、この『理蕃誌稿』にある「治蕃紀功ノ刊行」には、次のようにこの本が彼の編集によるものであることが記されている。

○治蕃紀功ノ刊行

三月二十日蕃務本署ニ於テ治蕃紀功初集ヲ刊行ス此書ハ嘱託佐倉孫三ノ編輯ニ係リ警部警部補巡査隘勇等ノ隘勇線前進又ハ蕃社討伐ノ時ニ当リ樹功奏績シタル事迹ヲ叙述セリ其之ヲ刊行シテ各庁其他ノ官衙ニ配布シタル所由ハ大津蕃務総長ノ序之ヲ悉クセリ乃チ左ノ如シ(略)
(下線筆者)

『治蕃紀功』には、「隘勇線前進又ハ蕃社討伐ノ時」(『理蕃誌稿』)に負傷しまた戦死した人びとの様子やこの時の出来事が日本語で54件記されている。また、この本の「例言」には、「本編ハ警察官ノ士氣ヲ振作シ。節義ヲ養成スル為メ。兇蕃討伐ニ於ケル忠勇諸士ノ美譚。及理蕃上ニ就キ苦心經營セシモノ、偉蹟ヲ蒐輯セシモノニ係リ」とある¹³⁾。日本でも警察官の功績を巡る文章

を著している佐倉にとって、こうした記録編集の業務が調査課での主な仕事の一つであったのだろう。

2. 『蕃界』への執筆

1912年(明治45)10月、生蕃研究会が設立された。『理蕃誌稿』にあるその説明によると、事務所は、佐倉が所属していた蕃務本署調査課に置かれた。この研究会は、五箇年計画理蕃事業による討伐によって多数の犠牲者がでており、「理蕃事業」に対する国民的理解を求めるという趣旨の下で作られたようである。そして、理解を求めするための情報発信を担ったのが雑誌『蕃界』である。『蕃界』は1913年(大正2)に発刊され、その内容について『理蕃誌稿』には、以下の通り説明されている。

○生蕃研究会ノ設立

生蕃研究会ハ事務所ヲ蕃務本署調査課内ニ置キ大正二年一月十五日其機関タル雑誌蕃界第一号(搭載事項ハ(一)蕃人蕃地ニ関スル写真(二)調査事項(三)寄書(四)翻訳(五)雑纂(六)詞藻(七)彙報(八)端書通信及附録(森林大意及読図法)ノ九項ニ分ツ)ヲ発刊シ繼テ三月十五日第二号ヲ五月十五日第三号ヲ発刊シタル (一部抜粋、下線筆者)

研究会事務所が置かれた当時、蕃務本署調査課の囑託であった佐倉孫三は、この『蕃界』に複数の文章(6点)を寄せている。それを列記すると以下の通りとなる。この中の「霧社紀行」(第1号所収)、「論北蕃之氣質」¹⁴⁾(第2号所収)、「登挿天山記」¹⁵⁾(第3号所収)は、いずれも漢文で記されている。

第1号(大正2年1月15日発行)

「蕃婦タタララの譚」、「霧社紀行」

第2号(大正2年3月15日発行)

「蕃酋潘文杰の譚」、「論北蕃之氣質」

第3号(大正2年5月15日発行)

「内地観光蕃の感想」、「登挿天山記」

『蕃界』は、蕃務本署が担った理蕃事業の内容を広く伝えることを目的としており、佐倉が著した文章だけを見ても、「蕃地」「蕃人」の様子や隘勇線一帯の状況、そこで理蕃に従事する人びとの姿、また支配下におかれた原住民族を日本へ連れていく「内地観光」が取り上げられている。

しかし、この雑誌は1913(大正2)年5月に第3号を出した後、自然消滅してしまう。その経緯について、『理蕃誌稿』にある記述によると、当時「キナジー方面」¹⁶⁾で実施されていた「蕃社討伐」のため、雑誌作成に関わっている蕃務本署職員の多くが、『蕃界』への執筆がかなわなくなったためとある。そして、さらには『蕃界』を出していた生蕃研究会事務局が置かれ、実質的な編集発行母体であった蕃務本署調査課そのものが同年6月の民政部分課規定の改正によって廃止されてしまう。

○「生蕃研究会ノ設立」 附記

同年六月キナジー方面蕃社討伐ノ開始サルルヤ編輯委員ノ多クハ之ニ参加シテ筆ヲ執ルコト能ハス雑誌ノ刊行ハ漸次延期シタルカ調査課廃止サルルニ及ヒ該会モ自然消滅シタリ

(一部抜粋)

1913(大正2)年6月に民政部分課規定が改正されて蕃務本署調査課が廃止されると、大津麟平蕃務総長は病気を理由に台湾を離れる。時期を同じくして調査課技手となっていた森丑之助も帰国する。さらに職場が無くなった佐倉孫三もまもなくして日本に戻っている。

V 「五箇年計画理蕃事業」と調査課の廃止

大津麟平は1913年(大正2)6月30日付で蕃務総長を辞め帰国している。そして、「キナジー蕃社討伐」が始まるのが同年6月であり、これによって編集委員の多くがこれにあたったことを理由に生蕃研究会から出されていた雑誌『蕃界』は自然消滅、さらにはその事務局が置かれていた蕃務本署調査課が廃止される。大津ばかりでなく、ほぼ時を同じくして調査課技手として台湾総督府の官吏となっていた森丑之助もこれを辞めて日本に帰国している。森はこの時のことを、「今日総督府が蕃人に対し多くの計画をやられましたに就きましては、前週の船にて帰還されし大津麟平氏もやはり御同感であった様に存じます…(略)…仮令一人の怪我にても、同じ出すにしても少なく出したい希望の下に」(楊南郡(2005)所収、原文は森(1913))と講演で述べており、この時実施されていた蕃務本署による武力制圧主体の理蕃事業に反対していたらしい大津に賛意を表している。たびたび触れたように、「五箇年計画理蕃事業」は、「討伐」によって原住民族および彼らの居住地を、台湾総督府の影響下に組み込むことを目的としていた。そのトップである大津が、なぜ武力を用いた理蕃事業に反対をしていたといえるのだろうか、ここでは蕃務本署が設置されて程なく、独立した部局となった調査課が廃止されたことと合わせてみておきたい。

「五箇年計画理蕃事業」への異議

岡松参太郎文書を用いて臨時台湾旧慣調査会が行った原住民研究について記した関口浩(2012)は、蕃務総長であった大津麟平が帰国後に著した『理蕃策原議』(1914)にある「遂ニ卑見ノ容レラルルニ至ラス」(大津 1914:2)という個所を取り上げ、この書が終始この言葉で貫かれた展開をする点に注意を向ける。つまり、大津は当時の台湾総督であった佐久間左馬太らの採った「理蕃」に反対だったと述べる。さらに関口によれば、台湾旧慣調査会による原住民族の慣習調査を実質的に指揮監督してきた大津は、原住民族に関する「知識」を広く集める必要を主張していたという。

大津が病を理由に帰国した後、「理蕃」に対する提案書として書かれた『理蕃策議』には、彼が蕃務本署のトップとして行った「五箇年計画理蕃事業」に対する自身の考え、端的に言うと佐久間総督が採る武力による「討伐」主体の理蕃事業への反対がつつられている。彼がこの事業でまですらなかったのは、銃器押収であったという。そして、全ての銃器を押収することは不可能であり、

「銃器ハ彼等ノ快樂ヲ充タシ、又古来ヨリ來ル儀式上ノ要件ヲ充サセハ足レリ」(p.6)と自身の考えを述べる。つまり、原住民族にとって必要な道具であることを踏まえた銃器管理の必要を主張する。しかし、明治44年度の半ば以降、総督府中央の方針から大津が考えるような銃器押収はその承認を得る事が出来なくなったとある。

大津は、銃器が多量に原住民族の中にあることが、彼らを総督府の行政統治下に置くことを困難にしていると言い、また「銃器ノ整理ヲ実行スルニハ単ニ武力ヲ用ヒテ強制スヘキカ、曰ク然ラズ」(大津 1914:11)とも述べ、抵抗する原住民族を一足飛びに武力を用いて「討伐」することに対しては、強い疑問と反対の意見を持っていたことがわかる。「結語」の中でも、「蕃界ノ確實ナル安全ハ銃器整理ニアリトシ全カヲ茲ニ注カントシタルモノナリ」(大津 1914:41)と自身が行おうとした理蕃事業の要点を記している。網羅しなければならない範囲が非常に多岐にわたるため、実施困難な「理蕃」の実現のためには、銃器整理という一点にすべてを集中すべきと述べている。そして、続けて「故ニ必スシモ討伐を主トセス又懐柔ヲ旨トセス、全島各地蕃情ノ異ナルニ從ヒ…(後略)」(大津 1914:41)と記し、地域差民族差を考慮することなく一様に繰り返されている「討伐」を批判している。そして、理蕃事業について以下のように述べる。

「理蕃事業ハ一種ノ政治ナリ是レ根本的觀念タラサルヘカラス、軍事ニモアラス又感化事業ニモアラス、蕃人ナル特別ノ人類ニ対スル特別ノ政治ナリ、蕃人ハ吾人トノ間ニ大ナル文化ノ差異アルカ故ニ其ノ政治モ亦非常ノ差異特別ノ趣向ナカルヘカラス、要スルニ程度ノ低キ政治ナリ、程度低シト雖モ政治ハ何處マテモ政治ナリ、政治ナルカ故ニ武力ヲ以テ兇悪ヲ懲ラスノ精神アルト同時ニ寛容以テ之ヲ懐クルノ用意ナルヘカラス…(略)…
夫レ政治ハ深遠ナル理想ニ基ツキ凡百ノ知識ヲ集メテ完成ヲ期スルモノナリ、對蕃其ノ政治其ノ規模小ナリト雖モ此ノ一小編之ヲ悉クスルコト能ハス、況ンヤ予カ不文ヲヤ…(略)…」
(大津 1914:44) (下線筆者)

このように理蕃事業を原住民族に特化して実施する「政治」と考える大津からすると、「特別ノ政治」には「凡百ノ知識」が必要であった。だが、1913年(大正2)6月8日付の台湾総督府報にある民政部分課規定の改正は、「蕃務本署ハ爾後討伐事業ノミヲ職務トシ、討伐以外ノ蕃務行政ハ挙テ是ヲ普通警察ノ所管ニ移セリ」(大津 1914:46)という内容であり、蕃務本署のトップであった彼には受け入れがたいものであった。また、「又総督府ハ前記ノ改正ト同時ニ蕃務本署ニ於ケル撫蕃機関ヲ全廢シ調査課ヲ罷メタリ、之ニ依リテ討伐方針愈々明瞭トナレリ」と記し、調査課の廃止を、総督府が採る討伐中心の理蕃へ変わっていく象徴的出来事として挙げている。

これと関連して、森丑之助の評伝である『幻の人類学者 森丑之助』(2005)に所収された、彼の著作に対する「解説」によると、蕃務本署が進めていた原住民族の「平定事業」に対して調査課は寄与するところがないというのが調査課が廃止された理由であり、森はこれに怒って辞職し日本に戻ったのだという(楊南郡 2005:124)¹⁷⁾。

前述の通り、蕃務本署ができて約半年、組織の変更がされて「調査課」が独立して設けられている。設置と同時に蕃務本署のトップに就いた大津麟平自身の発案かどうかは定かではないが、離任したのちに記された『理蕃策原議』の記述から推し量るに彼は理蕃を「政治」と捉え、それに

は調査が欠かせないという認識を持っていたことから、「調査課」が設置されたことと、彼が蕃務総長であったことには密接な関連がうかがえる。その調査課で働くため台湾に再び渡った佐倉孫三が、職場である調査課の廃止に伴いその地を離れたのは、表面上至極当然のように思われる。だが、ここに調査課という存在の浮沈に、佐久間総督と大津蕃務総長との間での「理蕃」に対する駆け引きが反映されていると理解するならば、森丑之助が職を辞し¹⁸⁾、あるいは第5回台湾調査を鳥居が語らなかった理由つまり苛烈な武力による「討伐」を柱とした五箇年計画理蕃事業に対して抱いていたであろう不満や危惧が、やはり調査課に席を置いていた佐倉にも少なからず影響し、これらの人物と似た想いを持っていたと想像することはできないだろうか。この時を最後に、佐倉孫三が後日台湾を訪れたという記録は、今のところ見当たらない。

おわりに

台湾漢人住民による激しい武力抵抗が展開されていた統治初期を知る警察畑出身の佐倉は、日本での官吏と中国福建での警察教員を経て、50歳になる頃台湾に再び渡り、統治をきらう原住民族を力で押え込む「理蕃」に従事する。つまりそれは、佐久間左馬太総督の下で進む武力を前面に出した、五箇年理蕃計画を担う蕃務本署での勤務である。そして、既に台湾に関する博物書的な『臺風雜記』と中国福建に関する『閩南雜記』を著していた当時の佐倉は、文筆家の面を持ついわばアマチュアの研究者といえるだろう。その彼が囑託として「蕃務本署調査課」に席を置いたことには、うなずけるところがある。そして、蕃務本署調査課は、伊能嘉矩、鳥居龍蔵そして森丑之助という人類学者たちが同様に席を置いた。そこに、何らかのやり取りが直接あったのではないかと想像したくなる。森は、当時最も「蕃地」「蕃人」を知る者であり、その「職務」に決して忠実ではなかったようだが、一方で「調査」を自らの足で行いまた鳥居龍蔵との交流から研究者としてその成果を学術界に発表し始めており、ある意味プロフェッショナルな研究者の仲間入りを果たそうとしていた。その官吏らしくない森と学究肌の官吏である佐倉が、蕃務本署調査課が設立された当初から同じような立場で所属していた。まだ若く実査を重視する森と、すでに当時としては老境に差しかかっていた文筆家の佐倉では、だいぶタイプが異なるが、業務を越えた何かつながりのようなものがありはしなかったのだろうか。そして、「討伐」に反対した大津の離任と同じくして消えた蕃務本署調査課に席を置いていたこの二人は、前後して日本へ戻るのである。

今後さらに蕃務本署調査課囑託の佐倉孫三と「理蕃」を巡る関係の詳細が明らかになることで、例えば『蕃界』に収められた「登挿天山記」のような台湾の山地について記した著作から、実際に原住民族と向き合っていた日本人官憲の実態と彼らが持つ原住民族認識を知り、また統治が発する原住民族社会への影響を結びつけて考えることができるのではないだろうか¹⁹⁾。東アフリカ・スーダンの牧畜民について研究する人類学者の栗本英世は、イギリス植民地期の人類学者エヴァンズ＝プリチャードと植民地行政官そして現地住民の関係について記した論考の中で、行政官の現地住民に対する影響の大きさについて言及し、彼らを「アマチュア的人类学者」と呼び、そのあり方を問うことの重要性を指摘する(栗本 2002:60-61)。その意味でも、蕃務本署調査課とい

う部署が持つ性格やその活動の変遷について、佐倉をはじめとした「理蕃」行政の側にいる人びと（その中には人類学者が含まれる）のつながり、そしてそこでの活動である「調査」に注意を向けさらに調べていくことが重要となるだろう。

【謝辞】

本稿は交流協会の2013年度「共同研究助成」を受けた事業「佐倉孫三の台湾原住民に関する著述とその業績に関する研究」(研究代表者：林美容 台湾・慈済大学 西村一之 日本女子大学)による成果の一部をまとめたものです。共同研究者である林美容先生、吉原丈司先生、三尾裕子先生(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)、山田仁史先生(東北大学)、李春子先生(神戸女子大学)、李家愷氏には、研究計画の立案も含め事業実施全般にわたり非常に大きな協力をいただきました。また、共同研究者を中心として行ったワークショップ「佐倉孫三の台湾原住民に関する著述とその業績に関する研究」(於：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)では、ご出席いただいた方々より大変有益なコメントをいただきました。十分に咀嚼し本論文作成に活かし切ることはできませんでしたが、今後研究をさらに発展させる方向性を見出す助けとなりました。あわせて感謝の意を表します。

【補遺】

本論文中、「蕃地」「蕃人」「生蕃」など差別的な表現が用いられているが、引用箇所は資料の原文として、また本文中では歴史用語としてこれらを用いている。

注

- 1) 佐倉孫三研究は、台湾の人類学者である林美容(慈済大学)が精力的に行っており、彼の履歴や著述の多くが明らかにされてきている。また、林美容は特に佐倉が台湾そして中国福建で活動していたことに着目し、彼が書き記したものを通して植民地主義的人類学研究を進めている(林美容 2006; 2007; 2010)。本論の佐倉孫三に関する記述の多くは、これら林美容による研究に大きく依っている。また、植民地台湾の警察史に造詣の深い吉原丈司氏は、佐倉も含めた当時の警察関係者に関する個人史も研究しており、本稿執筆に当たりその成果から多くの示唆を受けている。
- 2) 佐倉が清国に赴ききっかけは、彼が記した履歴書によると公費の私的流用に対する告発を巡り、逆に内務省に訴えられ処分を受けたことにあるらしい。佐倉の個人史に関しては、台湾・慈済大学の林美容教授とその研究アシスタントである李家愷氏の協力によって収集され提供を受けた資料に基づいている。
- 3) 『臺風雜記』には複数の版がある。日本では1903年に国光社から出され、台湾では1961年に台湾銀行経済研究室から出版されている。また、台湾の人類学者林美容は、文章を白話文に改めて解説を附した『白話圖說 臺風雜記: 臺日風俗一百年』(2007)を出版している。
- 4) 和文の著作も多く、幕末会津藩の薩長側との戦いについて記した「霞城の太刀風：二本松少年隊の勇戦」(1889)、幕末から明治期にかけての政治思想家で剣豪である山岡鉄舟について書かれた『山岡鉄舟伝』(1893)、千葉県で警察に勤めていた当時の出来事を記した『壮烈美譚鈴木巡查』(1929)などがある。なお、佐倉の著作の多くは、国会図書館近代デジタルライブラリーで閲覧することができる。
- 5) 現在台湾に暮らす先住民に対し、「原住民族」という名称が憲法で規定されている。本論文ではこの点を踏まえて、この語を使用することとする。
- 6) 1895年台湾植民統治開始直後に設けられたこの撫墾署は、清朝期にあった撫墾局にならって設置された。撫育授産、開墾、樟腦生産を目的としており、調査は撫育の中に含まれていた。
- 7) 隘勇線とは、元々清朝期に設けられた制度による原住民族と漢人の居住地をわける境界線である。そこを守備するのが隘勇である。漢人の山地への開拓を制限するために作られたが、次第に互いの衝突が激

- しくなる中、隘勇制度は漢人にとって原住民族からの防御制度となっていた。日本植民統治期もその制度が維持され、総督府側によって雇われた隘勇が詰める隘勇寮が作られ、鉄線などで囲いを設け、原住民族の居住域である「蕃地」との境とした。
- 8) 以外に、『台中理蕃史』がある。その記述の多くを占めるのは、警察・軍隊を用いた原住民族に対する一連の「討伐」の記録である。
- 9) この時の技手は4人、囑託は8人いる。なお、1910年(明治43)5月1日現在では、技手4人、囑託8人(内2名は兼任)。1911年(明治44)5月1日現在では、技手が6人、囑託が8人。そして、1912年(明治45)4月現在では、技手は9人(内2名は兼任)、囑託は2人、雇が9人である。調査課の技手や囑託には、他の詳細は不明だが測量技師が含まれている。また、理蕃課の囑託には台北医院の医者や陸軍砲兵大尉といった武力を用いた「討伐」に必要な専門家が所属している。なお、「蕃人撫育」の一手段である宗教を通じた感化のため採用された、仏教布教を担う僧侶の名前が多くある。これについては『理蕃誌稿 第三編』「○僧侶ヲ蕃人強化事務囑託ニ採用ス」(pp.81-83)にも記されている。また同書「○第一回布教師会議」(pp.139-141)には、明治43年11月に開かれた会議で話し合われた原住民族に対する仏教布教の目的方針が記されており、そこに14名の僧侶の名前が囑託として挙がっている。
- 10) 後に行われた講演の記録「台湾蕃族に就て」には、「最近蕃務本署なるもの、創設と共に其方に這入ってはどうかと云うことで」、気が進まなかったが、理蕃業務が警察系統に入って調査に不自由をきたすようになったので、蕃務本署に所属したのだとある(楊南郡 2005: 132-133)。
- 11) 例えば回顧録『ある老学徒の手記』でも、『鳥居龍藏全集 別巻』に掲載されている年表にも、この「第5回台湾調査」に関する記述はない。
- 12) 鳥居は1910年2月の『東京人類学雑誌』299号に収められている手紙文中で、「蕃人風俗等の調査はこゝ、四五年の間に候、この時期を経過せば全く日本化し申候」と記し、10年の時を経て再訪した原住民族社会の急激な変化を指摘している。
- 13) 記載の順序は事項が起こった順で、そこに身分の上下や「功勞」の上下はないとも書かれている。そして、その最初に掲げられているのが、隘勇として原住民族との戦いの最前線にいた台湾漢人(当時は本島人)である。
- 14) 後に「論臺島蕃族」『達山文稿』(pp.232-236)として、一部改め所収されている。
- 15) 後に「登挿天山記」『達山文稿』(pp.232-236)として、一部改め所収されている。
- 16) 「キナジー」は現在の新竹県尖石郷と五峰郷に跨る地域で、原住民族タイヤルの人びとが暮らしている。
- 17) 大津によれば、廃止の理由の中に総督府経費の節減があったようである(大津 1914: 46)。また、歴史学者の藤井志津枝は、軍人出身である佐久間左馬太と警察出身である大津麟平との間では、もともと原住民族の「討伐」戦略に対する考え方の開きが大きかったと述べる(藤井 1997: 257-258)。
- 18) ただ森は、翌年(1914年)8月台湾に戻り、臨時台湾旧慣調査会蕃族科の囑託となった。そして、同会から『台湾蕃族図譜(第一巻・第二巻)』(1915)と『台湾蕃族志 第一巻』(1917)を出版している。それぞれの続刊計画を持っていたが、関東大震災(1923年)で調査資料や原稿のほとんどを失い、やがてその機会を失ってしまった。そして、1926年(大正15)7月基隆から神戸に向かう船上でその消息を絶っている(楊南郡 2005:72-97)。
- 19) 『蕃界』第3号には、1910年に台湾北部の桃園庁と台北庁にあった隘勇線の調査に行ったことを記した「登挿天山記」が残されている。ここから蕃務本署調査課に囑託として務める立場で、佐倉自身「蕃地」に實際足を伸ばす機会があったことが分かる。

参考文献

藤井志津枝

1997 『理蕃 日本治理台湾的計画』台北：文英堂

石尾和仁

2013 「鳥居龍藏の第5回台湾調査をめぐる」『徳島県鳥居龍藏記念博物館研究報告』1:171-181

小島麗逸

1993a (1979) 「日本帝国主義の台湾山地支配—対高砂族調査史—その1」『台湾近現代史研究』2:5-29 (緑陰書房よりの複製版)

1993b (1980) 「日本帝国主義の台湾山地支配—対高砂族調査史—その2」『台湾近現代史研究』3:5-22 (緑陰書房よりの複製版)

栗本英世

2002 「植民地行政、エヴァンズ=プリチャード、ヌエル人」山路勝彦／田中雅一編著『植民地主義と人類学』
関西学院大学出版会、pp.45-69

林 美容

2006 「宗主国の人間による植民地の風俗記録—佐倉孫三『台風雑記』の検討」『アジア・アフリカ言語文化
研究』71:169-179

2007『白話圖説 臺風雜記: 臺日風俗一百年』台北: 台湾書房

2009「編訳序」佐倉孫三原著 三尾裕子監修 台湾の自然と文化研究会編訳『臺風雜記 百年前の台湾風俗』
東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

2010「跨文化民俗書寫的角色變化——佐倉孫三『閩風雜記』與『台風雜記』的比較」『漢學研究』28(4):261-294
宮岡真央子

2013 「學術探検の開拓と展開—鳥居龍藏と森丑之助の調査をめぐって—」『鳥居龍藏研究』2: 121-148
森丑之助

1913 「台湾の蕃族に就いて(上・下)」『台湾時報』47・48(楊南郡(2005)に「台湾蕃族に就いて」(pp.127-170)
として所収)

佐倉孫三原著 三尾裕子監修 台湾の自然と文化研究会編訳

2009 『臺風雜記 百年前の台湾風俗』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

関口 浩

2012 「『蕃族調査報告書』の成立—岡松参太郎文書を参照して」『成蹊大学一般研究報告』46(3): 1-40

末成道男

2001 「統治初期の総督府行政機関による調査」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究概覧 日本
からの視点』風響社、pp.30-31

鳥居龍藏

1977 『鳥居龍藏全集 別巻』朝日新聞社

2006 『ある老学徒の手記(改訂増補版)』ネスト企画(朝日新聞社刊 1953年の復刊)

楊 南郡 著(笠原政治・宮岡真央子・宮崎聖子 編訳)

2005 『幻の人類学者 森丑之助 台湾原住民の研究に捧げた生涯』風響社

史料

大津麟平

1914 『理蕃策原議』巖手活版社

佐倉孫三

1937 『達山文稿』達山会

1985(1932) 「三十七年前の夢」、安藤元節『台湾大観』日本合同通信社(台北: 成文出版よりの復刻)

生蕃研究会

1913 『蕃界』1-3 台湾総督府蕃務本署調査課

台中庁蕃務課

1914 『台中庁理蕃史』台中庁蕃務課

台湾総督府警務局

1995(1911) 『理蕃誌稿 第三編』台湾総督府警務局(台北: 南天書局よりの復刻)

台湾総督府民政部蕃務本署

1911 『治蕃紀功』台湾総督府

東京人類学会

1910 「鳥居講師の生蕃取調囑託」『東京人類学会雑誌』295: 41

1911 「鳥居講師より通信」『東京人類学会雑誌』299: 211-212

デジタルアーカイブ

国立国会図書館 近代デジタルライブラリー (<http://kindai.ndl.go.jp/> 最終閲覧: 2013年11月15日)

台湾・中央研究院台湾史研究所 『台湾総督府文官職員録系統』 (<http://who.ith.sinica.edu.tw/mpView.action>
最終閲覧: 2013年11月15日)